



宮崎労働局発表
令和元年 11 月 28 日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部賃金室
室長 大野 一喜
室長補佐 森 久美
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8836

2 業種の特定（産業別）最低賃金が改定されます！

宮崎労働局（局長 名田 裕）では、宮崎地方最低賃金審議会（会長 松岡 優子）の「特定（産業別）最低賃金」改定にかかる答申を踏まえ、改定手続きを進めておりましたが、今般、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額」は令和元年 12 月 27 日から **800 円**（引上げ額 25 円）に、「自動車（新車）小売業最低賃金額」は同年 12 月 28 日から **828 円**（引上げ額 24 円）に改定されることとなりました。

なお、地域別最低賃金については、令和元年 10 月 4 日から時間額 790 円で発効しています。

件名	時間額	効力発生日
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	800円	令和元年12月27日(金)
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	828円	令和元年12月28日(土)

※宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金と宮崎県各種商品小売業最低賃金については、令和元年度の改定がありませんでしたので、令和元年 10 月 4 日から宮崎県最低賃金 790 円が適用されています。

※最低賃金の種類、改正手続概要は、次項を参照ください。

1 最低賃金の種類

最低賃金には『地域別最低賃金』、『特定（産業別）最低賃金』の2種類があります。

(1) 地域別最低賃金

都道府県の単位（地域）ごとに定められ、業種や職種、雇用形態等にかかわらず全ての労働者に適用される最低賃金で、例年、10月頃、最低賃金額の改定がなされます。

(2) 特定（産業別）最低賃金

労働者又は使用者の代表の申出を端緒に、一定の事業若しくは職業に就く労働者に適用される最低賃金で、例年、12月から1月頃、最低賃金額の改定がなされます。

なお、特定（産業別）最低賃金を改正する場合、地域別最低賃金を上回る必要があります（最低賃金法第16条）。

2 改正決定手続の概要

(1) 地域別最低賃金の場合

第1回地方最低賃金審議会にて、金額改正の諮問



中央最低賃金審議会にて目安審議（目安の答申）



地方最低賃金審議会、専門部会にて調査審議（複数回開催）



答申（審議会々長→労働局長）



異議申立てのための公示（異議があれば審議会にて審議）



官報公示（原則、官報掲載日から30日後に発効）

(2) 特定（産業別）最低賃金の場合

関係労働者（又は使用者）の代表から改正決定の申出



地方最低賃金審議会にて、改正の必要性の審議



必要性の答申に基づき、専門部会にて金額審議（複数回開催）



答申（審議会々長→労働局長）



異議申立てのための公示（異議があれば審議会にて審議）



官報公示（原則、官報掲載日から30日後に発効）